



CCRA 相互承認の範囲は
EAL2+ALC_FLR.2

認 証 書

ITセキュリティ評価及び認証制度に基づき、下記のとおり認証する

平成27年12月21日
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 藤江 一正

原 紙
押印済

Canon imageRUNNER ADVANCE C3300 Series 2600.1 model バージョン 1.0

認 証 番 号 : C0495
申 請 者 : キヤノン株式会社
開 発 者 : キヤノン株式会社

IT製品、システムの種別 : デジタル複合機

評価機関の名称 : 株式会社 ECSEC Laboratory 評価センター

適用した評価基準 :

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 4
適用した評価方法 :

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 4
保証パッケージ : EAL3 及び追加の保証コンポーネント ALC_FLR.2
適合PP名 : IEEE Std 2600.1-2009

【注意事項】

本認証書は、IT 製品等が「IT セキュリティ評価及び認証制度」で承認された評価機関による以下の評価基準

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 4 及び、以下の評価方法

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 3.1 Release 4 に基づく評価結果がセキュリティ保証パッケージに適合していることを示すものである。

ただし、CCRA (Common Criteria Recognition Arrangement) 相互承認の対象は、EAL2 までの保証コンポーネント及び ALC_FLR のみである。

本認証書及び対応する認証報告書は、評価された構成に対する IT 製品等の特定のバージョン又はリリースのみ適用される。評価は「IT セキュリティ評価及び認証制度」の規定に従って行われ、評価機関による評価報告書の結論は、評価の提供物件にのみ対応する。

本認証書は、独立行政法人情報処理推進機構及び本認証書を承認する他の組織による IT 製品等の保証書ではない。また、独立行政法人情報処理推進機構及び本認証書を承認する他の組織は、明示、黙示を問わず、IT 製品等に関するいかなる保証も行わない。

なお、本認証書を、記載されている IT 製品、システムと異なるバージョンのものに使用する等、不正に使用したり、誤解を招くような方法で広告、説明等に使用した場合は、認証の取消しを行うことがある。